

令和6年12月26日

家事事件研究部会研究報告書
遺産の分割における「特別受益・寄与分」について

主任研究員	久我祐司（東京会）
研究員	小保内洋子（神奈川県会）
研究員	古谷直美（東京会）
研究員	渡邊昌也（東京会）
担当主幹	遠海陽子（東京会）

司法書士の実質的業務領域として、相続、遺言、夫婦（婚姻）、親子、後見など家事事件に含まれるものが数多く存在する。

その中でも、遺産の分割における「特別受益・寄与分」については、実務上重要な論点であるにもかかわらず、調停や審判等の運用を踏まえた具体的な理解が十分であるとは必ずしも言えない。そこで、家事事件研究部会においては、4名の研究員がまずはそれぞれ、裁判例・審判例の検討による実態調査や外部研究者との協働により、研究を深め、実務上の指針を探っていくこととなった。

第1 主任研究員 久我祐司（東京会）

特別受益に関する考察（進捗状況の報告）

1. はじめに

(1) 研究の目的

具体的相続分のうち、特別受益に関して、実務上の論点を整理し、司法書士が、クライアントに対して情報提供をするためのリファレンスを作成することを主たる目的とする。

具体的には、遺産の分割の協議において、特別受益を考慮することを相続人全員が希望する場合に、たとえば、その範囲や評価方法、具体的相続分の算定方法等についての実務上の情報提供を行う際の資料の作成等が考えられる。

(2) 研究方法

以下に掲げる書籍により取り上げられている審判例・裁判例を参照し、実務上の論点を整理する。また、必要に応じて、学説等の論文を参照することもある。

<参考文献リスト>

- ・松原正明『判例先例相続法Ⅱ 全訂第2版』（日本加除出版、2022年）
- ・『実務マスター遺産相続事件』（新日本法規、加除式）
- ・『相続人調査・確定のチェックポイント』（新日本法規、加除式）

・『事例式相続実務の手続と書式』（新日本法規、加除式）

2. これまでの研究の進捗状況

上記の参考文献に取り上げられている審判例・裁判例（のべ115件、実数89件）をデータベース化した。具体的には、審判例・裁判例を表にまとめ、TKC ローライブラリー（LEX/DB）より、掲載文献のPDFをダウンロードし、可能なものについては、審級ごとに各データにリンクを貼って、研究の際の参照の便宜を図った。

研究メモとして、論点の項目ごとに、審判例・裁判例の要旨・事案の概要・判旨等を抜き出して取りまとめているところである。現時点では、のべ115件のうち、25件について抜き出しの作業が進んでいる。

3. 今後の研究の進め方

おおむね2025年3月を目処に、抜き出し作業を終了し、その後改めて論点の整理を行い、参照すべき審判例・裁判例を精査することとしている。

第2 研究員 小保内洋子（神奈川県会）

特別受益（特に持戻し）に関する考察（進捗状況の報告）

1. はじめに

(1) 研究の目的

司法書士が相続手続き全般に関して今後益々積極的に関与するにあたり、前提となる遺産分割に関する総合的な法的助言を求められる機会が増えている。遺留分の規定に反しない限り被相続人の意思を重視する傾向を理解し、特別受益の持戻しに関して実務上の重要な論点に関して情報提供することを主たる目的とする。

具体的には、特別受益の持戻し免除の意思表示と遺言作成支援業務や登記業務に関連する実務上の有益な情報提供を行うための資料の作成等である。

(2) 研究方法

まずは以下に掲げる基本書、実務書、判例集において取り上げられている判例を参照し、判例の変遷、裁判所の考え方を整理する。さらに、学説等を把握するため論文を参照する必要もあると考えている。

<参考文献リスト>

- ・松原正明『判例先例相続法Ⅱ 全訂第2版』（日本加除出版株式会社）
- ・ケース別 特別受益、寄与分・特別寄与料、遺留分 認定のポイントと算定方法（新日本法規）
- ・裁判例・審判例からみた特別受益・寄与分（新日本法規）

- ・森公任 森元みのり 法律家のための相続判例のポイント（日本加除出版株式会社）
- ・東京家庭裁判所家事第5部（遺産分割部）における相続法改正を踏まえた新たな実務運用（家庭の法と裁判号外 日本加除出版株式会社）
- ・他 基本書等

2. これまでの研究の進捗状況

改めて基本書をあたり学説を押さえつつ、参考文献が取り上げている審判例・裁判例を確認している。判例検索を迅速に行うためTKC ローライブラリー（LEX/DB）を使用し、掲載文献だけでなく関連する他の近時の審判例・裁判例も検索している。

研究メモとして、審判例・裁判例の要旨・事案の概要・判旨等を抜き出して取りまとめているところである。

3. 今後の研究の進め方

2025年3月を目処に判例の抽出を終了し、その後改めて実務に直結する必要な論点整理を行い、審判例・裁判例をさらに精査しつつ成果物を作成したい。

第3 研究員 古谷直美（東京会）

寄与分についての考察（進捗状況の報告）

1. はじめに

(1) 研究の目的

寄与分に関して、判例・実務の論点を整理し、司法書士が、クライアントに対して情報提供をするためのリファレンスを作成することを主たる目的とする。

具体的には、遺産の分割の協議において、寄与分を主張する相続人に対し、どのような行為が被相続人の財産の維持又は増加につきが特別の寄与と認められるのか、その具体的行為及び認められた場合の算定方法等についての実務上の情報提供を行う際の資料の作成等が考えられる。

(2) 研究方法

以下に掲げる書籍により取り上げられている審判例・裁判例を参照し、実務上の論点を整理する。また、必要に応じて、学説等の論文を参照することもある。

<参考文献リスト>

- ・全訂第2版 判例先例相続法 II 松原正明著 日本加除出版

- ・詳解相続法 第2版 潮見佳男著 弘文堂
- ・新版注釈民法(27)相続(2)〔補訂版〕 谷口知平・久貴忠彦編 有斐閣
- ・新注釈民法(19)相続(1)〔第2版〕 潮見佳男編 有斐閣
- ・基本法コンメンタール第4版 相続 島津一郎・松川正毅編 日本評論社
- ・家族法 民法を学ぶ 第4版 窪田充見著 有斐閣
- ・親族・相続法〔第3版〕 犬伏由子・石井美智子 弘文堂 常岡文子・松尾知子著
- ・裁判例に見る特別受益。寄与分の実務 第一東京弁護士会 司法研究委員会編 ぎょうせい
- ・ケース別 特別受益、寄与分。特別寄与料、遺留分認定のポイントと算定方法 東京弁護士会 親和全期会編 新日本法規

2. これまでの研究の進捗状況

上記の参考文献を参考に、寄与分の各論について類型的に纏めた研究ノートを作成し(現在15頁)、取り上げられている審判例・裁判例(53件)につき、審判例・裁判例を表にまとめ、TKC ローライブラリー(LEX/DB)より、掲載文献のPDFをダウンロードし内容につき要約・構造化している(現在38件/49頁)。

3. 今後の研究の進め方

おおむね2025年3月を目処に、要約・構造化を終了し、論点の整理を行い、類型化した研究ノートに参照すべき審判例・裁判例を精査し盛り込むこととしている。

第4 研究員 渡邊 昌也(東京会)

寄与分についての考察(進捗状況の報告)

1. はじめに

(1) 本研究の目的

司法書士は、業務として相続登記等あるいは家事手続に関する書類作成を受託することが予定される職能である。そのため、司法書士は、日常の業務において、相続に関する相談を受けることが少なくない。

司法書士は、上記相談に対して、的確な回答をすることができる能力を涵養しなければならない。ことに、近時は、単なる法定相続の順序や相続割合等の比較的単純な内容の相談のみならず、司法書士にとって馴染みの薄い内容の相談が増加しているように思われる。

そこで、従前、司法書士にとって馴染みの薄い寄与分について上記能力を涵養し、さらには実務の指針となる情報提供を行うためのツール作成は必須といえることができる。

本研究は、上記ツール作成を目的として行われている。

(2) 研究方法

本研究は、まず、寄与分制度が法定された昭和55年民法改正の経緯につき、上記改正以前の裁判例及び学説の状況を調査し整理することが必要である。続いて、上記改正以後、寄与分制度はどのように運用されているのかについて、裁判例の動向を調査し整理する必要がある。

上記調査のためには、現時点で、主に下記の書籍を参考文献として用いている。

<参考文献リスト>

- ・全訂第2版 判例先例相続法Ⅱ 松原正明著 日本加除出版
- ・詳解相続法第2版 潮見佳男著 弘文堂
- ・新版注釈民法(27)相続(2)〔補訂版〕 谷口知平・久貴忠彦編 有斐閣
- ・新注釈民法(19)相続(1)〔第2版〕 潮見佳男編 有斐閣
- ・基本法コンメンタール第4版 相続 島津一郎・松川正毅編 日本評論社
- ・家族法 民法を学ぶ 第4版 窪田充見著 有斐閣
- ・親族・相続法〔第3版〕 伏由子・石井美智子 常岡文子・松尾知子著 弘文堂
- ・裁判例に見る特別受益。寄与分の実務 第一東京弁護士会 司法研究委員会編 ぎょうせい
- ・ケース別 特別受益、寄与分。特別寄与料、遺留分認定のポイントと算定方法 東京弁護士会 親和全期会編 新日本法規
- ・自由と正義 日本弁護士連合会

2. これまでの研究の進捗状況

上記参考文献を利用し、上記1(2)の学説整理を行い、裁判例の整理を徐々に進めている。

3. 今後の研究の進め方

令和7年3月までには、上記1(2)の調査整理を完了する。

その後は、昭和55年民法改正以前の学説動向等を文章にまとめ、上記改正後の裁判例の動向を分析し、整理する。

そして、最終的には、上記1(1)で言及したツールを完成させる予定である。

以上